更　新　弁　論

弁護士　林　千賀子

近年我が国においては、貧困化、格差社会化が急速に進んでいます。

相対的貧困率は、ＯＥＣＤ加盟国のうちの１７カ国中、日本はアメリカに次いで２番目の高さとなっています。貯蓄率ゼロの世帯率は年々増加し、現在では約３０００万人が貯蓄ゼロで生活しているのが現状です。国民健康保険料の滞納世帯は４７０万世帯を超えました。

雇用の不安定化は進み、非正規労働者は今や労働者全体の３人に１人となり、彼らの平均年収は正規労働者の半分程度しかありません。そして、年収２００万円未満という生活保護水準以下の収入しかない低所得労働者が１０００万人を越え、今なお増え続けています。昨年から今年にかけては多くの日雇い派遣労働者が情け容赦ない解雇の嵐に見舞われ、仕事だけでなく、住居等のライフラインそのものが奪われる事態が全国で見られました。

生活苦の中、多重債務者は２００万人を超えています。また、自殺者の数は毎年３万人を超え、このうち生活苦による自殺者数は、２００７年で７３１８人と、１日当たり約２０人が生活苦などの経済的事情で自殺しているのです。

このように、国民の多くにとって、人間らしく健やかに生きること自体が困難となっている中､生活保護制度における母子加算の削減という暴挙が行われたのです。２００７年４月から、まずは１６歳から１８歳の子供を持つ母子家庭を対象に削減が始められ､同年から３年かけての間に､１５歳以下の子供を持つ家庭においても、段階的に削減され廃止されました。

そもそも母子加算制度は、母子家庭においては、一人の親が子供を養い育てなければならないことから、様々な需要が特別に必要となるため、その特別需要に対応する給付として、１９４９年（昭和２４年）に創設されました。

母子家庭においては、母親が働きに出ることなどに伴い、食事の用意にかけられる時間が必然的に制限されるため、出来合いの物、加工食品を買うことが多くなります。母親が働いているため食事の用意に時間を取れないことは、外食の機会を増やし、また、子供の外食の機会も増えることに繋がり、食費は割高となります。加えて、母親一人で、仕事や社会でのつきあい、子供に関わるつきあいなどを行うため、外出の機会が多く、衣服や身の回り品の購入、理容など、身の回りにかける費

用が一般家庭の主婦よりも余分に必要となるのです。さらに、片親の欠けた子供の養育のため、リクリエーションの機会を増やしたり、留守中の子供のため、おもちゃなどを余分に買う必要もあります。

こうした特別需要は、母子家庭であるが故の特別事情、すなわち配偶者が欠ける状況にある家庭において子供を養育しなければならないという事情に基づき、定型的に存在するものであり、それであればこそ、１９４９年（昭和２４年）の母子加算制度創設以来政府自身も認めてきたものです。

そして、平成１７年度以降に、それまで存在していた母子家庭の特別需要が消失したという事情は一切ないどころか、近年の貧困研究の発展により、これまで考えられていた以上に母子家庭における切実な特別需要の存在が明らかになりつつあるにもかかわらず、被告は、母子加算の削減廃止という暴挙に踏み切ったのであります。

本件訴訟における原告ら母子家庭の生活も、母子加算の支給があった時から相当に苦しいものでした。

原告ら母親の全員が、子どもの食費や教育費を捻出するため、自分自身に関する支出は切り詰められるだけ切り詰めて生活してきた様子は、涙ぐましいほどです。彼女らの多くは、夕食の自分のおかずは一品だけにする、ないし夕食自体を食べない、数年間新しい洋服を買わない、化粧品は百円ショップのものしか買わない、等々といった節約を重ねてきました。それでも更なる節約の必要性があるため、母子で入浴回数を極力減らしたり、新しい家具や電化製品を何年も購入しないなどして、やっとの思いで生活してきました。

その中で、母子加算の削減が行われたのです。

高校生の子どものいる原告家庭では、教材費などを捻出するため今まで以上に生活費を切り詰めましたが、それでも修学旅行の積み立てや大学進学費用の捻出が著しく困難になりました。子どもが高校進学自体を断念せざるを得なくなった原告家庭もあります。ある原告家庭においては、ただでさえ少なかった入浴回数がさらに減り、とうとう子どもが１週間に一度も入浴できない時がある事態となりました。水道代が払えなくなり、水道を止められてしまったことがある原告家庭もあります。

以上のように、母子加算の削減は、原告ら母親だけでなく、その子ども達にも深刻な影響を与えているのです。

ここで改めて、母子加算削減が子どもの貧困化を招き、子どもの健やかな成育をいかに阻害するかについて強調したいと思います。

子どもは親を選べません。子どもの貧困について、自己責任を問うことは決して出来ません。したがって、子どもの貧困については、大人の貧困以上に、政府による政策的対応が不可欠であることは当然というべきなのであります。

２００４年のデータによれば、わが国において、約７人に一人の子どもが貧困状態にあるということです。そして、世帯タイプ別に見ると、母子世帯の貧困率が突出して高く、母子世帯で育つ子どもの半数以上が貧困状況にあります。また、一般世帯と母子世帯の所得格差が年々拡大しているというデータも存在します。

このように、わが国において子供の貧困化が進んでいることは様々な調査によって明らかになっており、特に母子家庭において子どもの貧困化の進行が顕著に見られることが明らかになっているのです。母子家庭においては、満足に医療を受けることすらできない、つまり健康を保つことすら危うい子どもが増加しているーこれがわが国の現状です。

にもかかわらず、被告は母子加算の削減に踏み切りました。

削減を正当化する理由として、被告は、

①統計を踏まえて決定したこと、

②加算を含む保護母子世帯の生活保護基準と一般勤労母子世帯の生活扶助相当消費支出とを比較した際、前者が高かったことを受けての結論であること、及び、

③ 専門委員会の議論を踏まえての結論であること、

を挙げています。

しかしながら、これら主張の全てが合理的根拠のない不合理なものであり、不当なものであるといわざるをえません。

① まず、被告が踏まえたとしている統計は、厚生労働省の行った「特別集計」に基づくものですが、この「特別集計」における一般勤労母子世帯のサンプル数は、例えば、「母子・子供１人」は全体で２０１ケース、そのうち第Ⅲ－５分位は僅かに３２ケースです。「母子・子供２人」は全体で２２９ケース、そのうち第Ⅲ－５分位は僅か５７ケースに過ぎません。統計的な意味がどれほどあるのか甚だ疑問です。

また，「特別集計」の元になったサンプルデータが公表されていないため，その集計の過程が検証できないうえに、サンプルデータの数もわからないため、「特

別集計」なるものの信憑性，信頼性は何ら担保されていないのであります。

② 次に、生活保護母子世帯と一般勤労母子世帯を比較することについてですが、両者を比較することがそもそも間違いです。すなわち、母子加算の特別需要は、夫婦が揃っている一般の世帯との比較において、母子世帯について特に必要とされる需要ですから、一般の夫婦揃った世帯と母子世帯を比較検証すべきであって、タイプの異なる母子世帯同士の比較をいくら行ったところで、まったく意味がないのであります。

③ また、専門委員会で、「廃止」との結論は出されていません。これは、本件同種訴訟において、専門委員会の委員であった布川教授、後藤教授が明確に証言しているところです。

以上のように、被告の主張には何らの正当性もないことは明らかであります。

我々原告は、母子加算削減という本件処分が、憲法２５条で保障された生存権の保障を真っ向から侵害するものであり、また、生活保護法や、我が国が批准し国内法的効力を有する国際人権規約（社会権規約）及び子供の権利条約に反するものであることを主張いたします。

母子加算は、前述したとおり、加算の具体的必要性が認められ、制度化されたものです。そして、その必要性は現在失われたどころか、ますます増していることもまた明らかであります。国民が晒されている現在の危機的経済状況は、政府が安易に突っ走った新自由主義的経済政策のつけであり、そのしわ寄せを経済的社会的弱者である母子家庭が受けているのです。

仮に、憲法に基づき保障されていた社会保障が被告によって奪われることを司法が黙認するとすれば、人権の最後の砦たる司法府の存在意義を自ら投げ捨てることにほかならないのではないのでしょうか。この法廷において、正義に基づく公明正大な司法判断がなされ、日本国憲法に保障された権利の実現が図られることを信じてやみません。

以　上